

# 防火防災管理を見直そう

～歌舞伎町ビル火災から20年～

## 《歌舞伎町ビル火災とは》

歌舞伎町ビル火災は、平成13年9月1日未明に発生し、44名の尊い命が犠牲となった火災です。

多くの方が犠牲になった主な原因として、屋内階段に大量の物件が放置されていたことが挙げられています。これらの物件が避難の障害となり、さらに燃焼して多量の煙を発生させ、上階への延焼につながるとともに、消防隊にとって消火や救助活動の多大な障害となりました。

また、この火災を契機として、消防法が改正されたことにより、ビルのオーナーなどの管理権原者は、より重大な法的責任を負うこととなり、防火管理意識を高めるきっかけとなりました。

歌舞伎町ビル火災から20年となるこの機会に、二度とこのような火災が起きないように防火防災管理を見直しましょう。



歌舞伎町ビル火災（平成13年9月1日）

## 《階段・廊下の安全確保》

万が一、火災が発生して避難しなければならない時、階段や廊下に物がたくさん置かれていたら大変危険です。

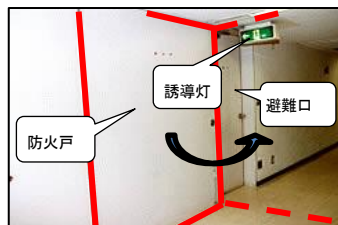
もしもの時のために、階段や廊下に物を置かずに避難経路を確保しましょう。

### 【どちらの階段が安全でしょうか？】



左の写真は、階段に物がたくさん置かれているため、避難の障害になるだけでなく、火災が発生した場合に、燃え広がる危険があります。

### 【どちらの廊下が安全でしょうか？】



左の写真は、防火戸の前に物があるため、火災が発生した場合、防火戸が閉鎖せず煙や炎を防ぐことができません。また、避難口を知らせるための誘導灯が物で見えづらく、避難する方向が分かりにくくなっています。

## 《階段・廊下などに置かれた物の除去命令》

歌舞伎町ビル火災により、避難施設の安全確保の重要性が認識されたことから消防法が改正され、現場において速やかに火災予防上の危険を排除するための物件除去命令などが制定されました。消防機関は、建物の立入検査などの際に、階段や廊下などに物が置かれて非常に危険な状況を確認した場合は、速やかに物を除去するように消防法に基づく命令を発令します。

東京消防庁は、平成14年の消防法改正から令和3年5月末までに計2,353件の物件除去命令を発令し、避難経路となる階段や廊下などの安全対策を強力に推進しています。

しかしながら、命令件数は制定当初より減少したものの、毎年一定件数の発令が見られ、歌舞伎町ビル火災の教訓の風化など防火対象物関係者の防火意識の低下が危惧されるどころです。

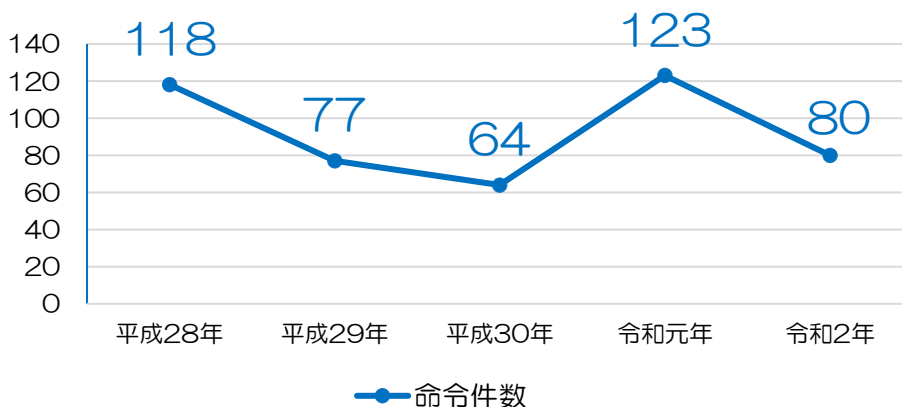


図1 物件除去命令件数の推移

### 安全確保のチェックポイント

#### 階段・廊下に物を置いていないか確認しよう

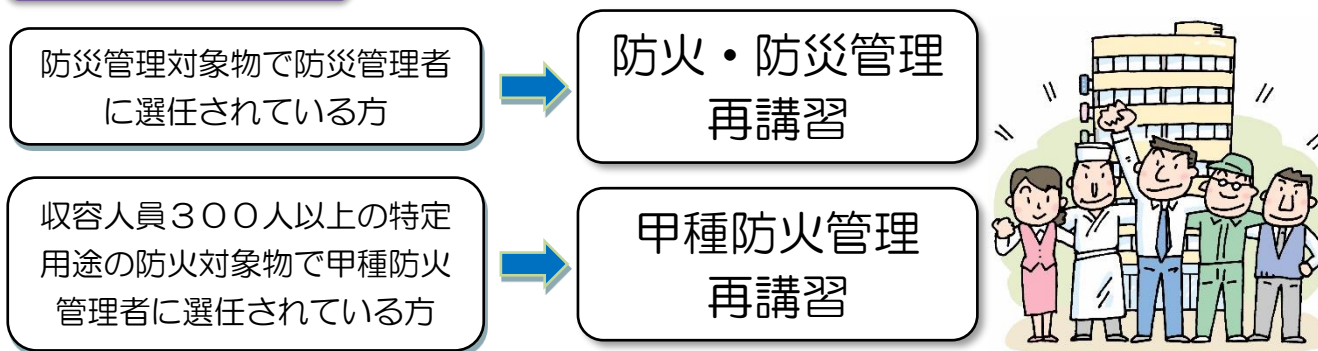


- 避難方法を日頃から確認する。
- 階段や廊下には物を置かない。
- 防火戸や防火シャッターの作動の障害になる物を置かない。
- 避難口は使用可能な状態にする。

## 《防火・防災管理再講習の受講促進》

一定規模以上の防火対象物に選任されている甲種防火管理者及び防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講することが消防法令で義務付けられています。再講習を受講しない場合は防火管理者や防災管理者が選任されていないものとして取り扱われます。期間内に必ず受講してください。

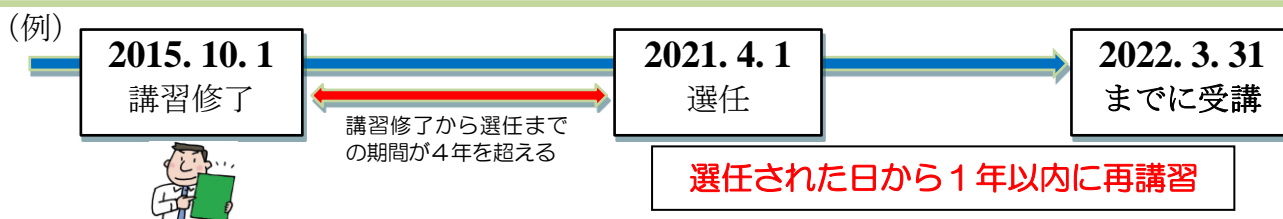
### 講習種別



### 受講期限

#### ① 選任された日から1年以内

防災管理者に選任された日の4年前までに防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した方



#### ② 防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内で①以外の方



防火管理者や防災管理者として選任される建物や事業所を管轄する消防署等にお問い合わせください。

防火・防災  
管理講習に  
ついて

